物品競争入札心得第９条補足事項

再度の入札に付し落札者がいない場合は、随意契約に移行し、次の方法により契約の相手方を決定します。

１　すべての入札単価が最低である入札者がいる場合
当該最低入札者から見積書を徴します。

２　すべての入札単価が最低である入札者がいない場合
入札参加者のうち、それぞれの入札単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額が少ない順に２位までの者による見積合わせとします。
なお、上記合計額１位の者が２者以上の場合は１位までの者のみを、また、上記合計額１位の者が１者で２位の者が２者以上の場合は２位までの者すべてを選定します。
この場合、すべての見積価格（単価）が、北海道財務規則第 151 条第１項の規定により定めた予定価格（単価）の範囲内の価格で、かつ、それぞれの見積価格（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額が最低となる見積りをした者（有効な見積に限る）を契約の相手方とします。